

前橋家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時 平成18年2月21日(火)午後1時30分～3時40分

2 開催場所 前橋家庭裁判所中会議室

3 出席者(五十音順)

(委員)

青木公夫委員, 家坂清子委員, 関根正喜委員, 武井豊委員, 田崎美津江委員,
中村喜美郎委員, 樋口隆明委員, 福岡右武委員, 光野純子委員, 武藤洋一委員,
安澤礼子委員, 山田謙治委員, 横島庄治委員

(以上13人)

(事務担当者)

栗田昭彦事務局長, 吉武雅人首席家裁調査官, 伊東静司首席書記官, 井上幸
雄事務局次長, 助川政浩総務課長

4 意見交換

テーマ「成年後見制度と家庭裁判所の役割について」に関し, 意見交換をした。

○ 成年後見人等に選任された親族以外の第三者のうち法人がなる例としては,
入所施設である社会福祉法人等があり, 具体的な仕事については, 法人の中
の担当者が行っている。

○ (県の)福祉の方では, 地域福祉権利擁護事業として, 軽度で本人自身に
契約能力のある人を対象として支援活動を行っている。本人に契約能力がな
くなってしまいうということもあるので, 成年後見につないでいかないと困っ
てしまうことになるが, その検討をしても開始となるものは少ない。申立て
をしなかったケースのうち, 「第三者の成年後見人等に報酬を支払う資力が
ない。」が約40パーセントを占めている。福祉の支援が必要なケースで低
所得である場合に親族を成年後見人にできないときには, 第三者に頼むには
費用がかさむという問題点がある。

○ 前橋では本人の鑑定を行う者として, 主治医の割合が圧倒的に多い。全国
については具体的なデータはないが, 主治医にやっていただく例が相当あり,
おそらく前橋管内のデータと同じくらいの結果が出ると思う。

○ 成年後見関係事件の市町村長申立てについて, 群馬県では, あまり進んで

いない。もっと市町村長が申立てを行うよう働きかけていくということが必要である。

- 終局の取下げ理由の把握については、例えば、後見事務は亡くなるまで継続しなければならないが、それを申し立てた方が大変だと思うようになったり、本人が亡くなってしまって取り下げるということがある。
- 成年後見制度に申し込めば済むと思っていたのに、手間が掛かりそうだということが分かった場合に取り下げるという方もいると思う。
- 相続の問題が見え隠れする事案もあり、後見制度をきちんと運用しないがためになおさら問題を複雑にしてしまう可能性がある。成年後見制度の運用については法の趣旨にのっとり厳正に対処することが裁判所の役割であると考えている。
- 審問とか調査のときに、被後見人の推定相続人に、後見監督人とする者についての了解を得ているかということについては、親族関係の場合には、調査官の方から聞いている。以前からそういう方法であったが、その場合に不承不承に了解している場合もある。駄目というケースであればおそらく選任はせず、第三者後見人とする手続等に進んでいくことになる。
- 実際に後見人を選任する段階で鑑定をしているのは、前橋管内では主治医である場合がほとんどであるが、すべてが精神科医ではないはずである。後見、保佐、補助の違いについて、事理識別能力がないとか、著しく不十分、不十分等の非常にデリケートな判断が主治医にできるのかという疑問を持っている。
- 主治医であるから把握できるということもある。能力には波があるとか、継続的な観察、治療というのも主治医でなければできないという要素もある。
- 主治医には鑑定の様式例を渡しており、知的能力について色々なレベルで結論を出していただくことになっている。最終的に出てくる主文は、事理弁識能力が欠けているというような記載ではなく、医学的な鑑定主文となっており、鑑定書全体を審判官が見て総合的に判断することになっている。
- 申立てがあった場合、原則として、すべて鑑定を行うというわけではない。出されている資料で相当確実なものがあればそれで進めていくというものもある。

- 例えば、受付段階で診断書で交通事故によりまったく意識のない方というのものもある。そのような場合には、鑑定ではなく、調査官が赴いて調査するという方向で考えることもある。
- どの資料でも、後見制度の1番が身上監護、2番に財産管理の問題があるが、あらゆるデータは逆転して2番に集中している。これは法律の趣旨と実体が違うのか、または、より実体的に対応することでよしとしているのか。
- 表裏一体だと考えている。やはり財産的な裏付けがなければ不十分になりかねない。福祉の問題、福祉のきちんとしたものということを考えると、表裏一体だと考えている。
- 実務的に後見事務報告書が送られてきたときに一番先に見るところは、現在、被後見人がどういう状況になっているかというところである。介護の状況等がどうなっているのかということが、財産の支出関係で表れている。病院に連れて行ったとか、請求書がきてどういう支出をしたとか、介護士の方を呼んだとかということが分かる。
- 被後見人の財産を後見人がこのように使用するのはいくつかのケースがあったが、なぜいいのか、なぜ悪いのかが、今一つよく分からない。よいケース、悪いケースが沢山紹介されれば、我々もよく分かると思う。
- 法文上は、被後見人が居住する建物とかその敷地を売却、賃貸等に供したり、これに準ずる処分をする場合には家庭裁判所の許可を得なければならないとされているが、その他には具体的な基準を示す規定はない。要するに不当性がすぎて違法になれば、業務上横領等となり解任事由になるが、そこまでの間のグレーゾーンについては、非常に微妙であり、線引きが難しい部分もある。今後も、監督に関する事例の積み重ねで、次第にここまではいい、これ以上は悪いということが出てくると思う。
- 社会福祉協議会では、新年度から福祉後見センターを協議会内につくろうとしている。権利擁護事業において、いずれの日にか成年後見制度に移行しなければならないということから考えてきた。一つには、後見人候補者の登録とか事例審査、マッチングの問題等について、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会と連携をとってやっていきたい。もう一つ問題となっている親族後見について、後見を予定される親族に対して、ある程度、研修等で助言す

る。もちろん成年後見制度利用に関する手続等の相談も受ける。もう一つは、見守り支援であり、民生委員等に近所に人として関心を持ってもらうというもので、これらの三つのものを適用して、本人が地域で安心して生活できるということをねらいにして取り組んでいきたい。その中には、悪質な業者の訪問販売等から守るということも含んでいる。

以 上